

#### ④ 地域福祉

地域福祉では、社会福祉協議会が地域福祉の中心的役割を担っているほか、関連事業所や民生委員・児童委員、ボランティア団体等が地域に密着した様々な活動を展開している。

今後、少子高齢化や核家族化はさらに進行し、援助を必要とする高齢者や障がい者等の増加により、福祉のニーズは増大・多様化することが見込まれる。特に、高齢者等の見守りや安否確認、移動、配食、除雪など生活支援の重要性は高く、地域全体で支え合う体制の一層の強化が必要である。

また、生活困窮にかかる相談も増加傾向にあり、生活保護の適用だけでなく、生活支援や就労支援等の全般的な支援が必要となってきた。

このため、今後は、地域福祉計画に基づき多くの主体の福祉活動への参画を促進し、町民総参画の地域福祉体制をつくり上げていく必要がある。

#### ⑤ 健康づくり

急速に進む少子高齢化に伴い、多様な生活習慣を背景とする生活習慣病、これに起因する要介護者の増加が懸念される中、町民の健康づくりへの関心は高まっている。

月形町では、平成 23 年度に健康増進計画「健康つきがた 21」を策定し、生活習慣病の予防、早期発見、治療に向け、各種健診受診者数の増加への取り組みや、特定保健指導、健康講話、健康相談などの保健事業を行ってきた。

しかし、特定健康診査、がん検診の受診者数は減少傾向にあるほか、肥満者の割合が全国的にみても高く、食生活、生活習慣の改善が必要な状況にある。

また、健康への不安、育児の不安、ストレスへの対応など、各年齢層に通じる、こころの健康づくりへの支援対策について、一人で悩まず気軽に相談できる場所の周知や関係機関との連携も今後一層必要になってくる。

### (2) その対策

#### ① 子育て支援サービスの充実

月形町の保育及び幼児教育の拠点として、認定こども園の運営体制や施設・設備の充実について、運営法人と連携しながら計画的に進め、機能強化を図っていく。

また、育児に関する負担感や不安の軽減等に向け、保健福祉総合センターに令和 3 年度に設置する子育て包括支援センターと認定こども園内に設置されている子育て支援センターが連携し、育児相談や講座の開催、情報の提供等を行う地域子育て支援事業の充実を図る。

保護者が安心して就労や介護等ができ、児童が健全に育成されるよう、学童保育所の支援員の確保と運営内容の充実を図っていく。

さらに、子どもを望む夫婦への経済的支援として、不妊や不育に関する治療費の助成や妊産婦健診の通院交通費の助成等を行う。また、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、認定こども園の保育料や給食費の無償化、乳幼児等医療費の助成、通院交通費の助成など、きめ細やかな経済的支援を行っていく。

## ② 高齢者支援推進体制の充実

高齢者が要介護状態になっても安心して生活できるよう、地域包括支援センターが核となり、各種相談に応じる体制を充実させるほか、関連事業所との連携を強化し、要介護認定者に対する居宅サービスや施設サービスなど、介護保険サービスの提供体制の充実に努める。

また、高齢者ができるだけ介護を必要とする状態にならないよう、各種介護予防教室の開催を中心とした介護予防事業を継続するとともに、認知症の早期発見・重度化防止や適切な介護サービスの利用について、医療機関や関係機関と連携して支援の充実・強化を行っていく。

さらに、高齢者が安心してできる限り地域で自立した生活を続けられるよう、社会福祉協議会等の関係機関やボランティア団体等と連携し、介護保険や行政サービスだけでなく多様な生活支援サービスの充実を図るなど、地域包括ケアシステムの強化を目指す。

## ③ 障がい者支援推進体制の充実

障がい者やその家族の相談に迅速・的確に対応するため、相談支援体制の一層の充実に努める。また、相談支援事業所はもとより、障がい者、行政、教育機関等が情報を共有し、本町のすべての障がい者への支援体制を整備するため、「障がい者自立支援ネットワーク会議」を中心とした協議を行っていく。

施設から地域への生活基盤の移行を一層促進するため、障がい者本人の意思を尊重した地域生活に向けて町内各事業所と密接に連携しながら支援を行うとともに、障がい者の日中活動の場として地域活動支援センターの設置を継続する。

また、発育・発達の支援を必要とする子どもとその家族を支援するため、「子ども発達支援センター（つみき園）」に委託し、適切な相談支援と発達支援の場を確保するほか、それぞれの子どもに合った関係機関での発達支援を受けられるよう、通所等にかかる費用を助成する。

## ④ 地域福祉活動の促進

地域福祉活動の中心的役割を担う社会福祉協議会の運営を支援し、各種活動の活発化を促進するとともに、関連事業所や民生委員・児童委員、福祉団体、福祉ボランティア団体、NPO等の育成・支援を行い、地域福祉を推進する多様な担い手づくりを進める。

高齢者や障がい者等が孤立せず、住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるよう、行政区や社会福祉協議会との連携のもと、「ふれあい見守り推進事業」の体制強化に努める。移動、買物、除雪などの課題についても、関係機関・団体と連携し、解決策の検討を進めていく。

また、生活困窮者の早期支援につなげるため、そらち生活サポートセンターや空知総合振興局などの関係機関とのさらなる連携を図っていく。

## ⑤ 健康づくり活動の促進

健康に対する正しい知識の普及や「自分の健康は自分で守る」という意識の高揚を図り、健康づくりに関する自主組織の育成・支援を行い、町民主体の健康づくり活動を促進する。

各種健診等については、受診しやすい健診機会の設定と受診勧奨の強化を行い、受診率の向上に努め、特定保健指導、健診結果説明会、健康教育、健康相談などの健診事後の支援を行う。ま

た、健診後の要精密検査者の受診勧奨と受診状況の把握を行う。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(2) 認定こども園	認定こども園運営事業	月形町	
		認定こども園整備事業	月形町	
	(7) 市町村保健センター及び母子健康包括支援センター	保健センター管理事業	月形町	
		保健福祉総合センター改修事業	月形町	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	認定こども園利用者負担等無償化事業 認定こども園利用者負担等の無償化により、子育て世代の経済的な負担を軽減し、子育てしやすい環境の充実と定住促進を図る。	月形町	
		乳幼児等医療給付事業 乳幼児等医療費の全額助成により、子育て世代の経済的な負担を軽減し、子育てしやすい環境の充実と定住促進を図る。	月形町	
	学童保育事業 児童の保護者が安心して仕事や家族の介護などができるよう、放課後児童の受け入れを充実していく必要がある。	月形町		

高齢者・障害者 福祉	訪問看護実施事業 在宅で医療的ケアを必要とする高齢者に訪問看護を提供し、安心して在宅生活ができる環境を整える。	月形町
	高齢者居宅生活支援事業 在宅で生活する高齢者に生活支援サービスを提供し、高齢者の自立した生活を支援していく。	月形町
	高齢者事業団運営補助事業 高齢者事業団への支援により、高齢者の就労機会の確保と生きがい対策を推進する。	月形町
	ふれあい見守り推進事業 一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう地域における見守り体制を強化する。	月形町
	ぬくもり福祉券交付事業 高齢者へ保養施設や公共交通などに利用できるぬくもり福祉券を交付することにより、高齢者保健福祉の増進と外出機会の創出を図る。	月形町
その他	予防対策事業 法定予防接種やインフルエンザなどの任意予防接種に対する費用の助成などを行い、接種を受けやすい環境を整え、疾病予防の推進を図る。	月形町
	社会福祉協議会運営補助事業 福祉活動を行う社会福祉協議会を支援し、地域福祉の推進を図る。	月形町

#### **(4) 公共施設等総合管理計画等との整合**

月形町公共施設等総合管理計画において、公共施設等の管理に関する3つの基本的な方針（①人口減少を見据えた整備更新、②住民ニーズへの適切な対応、③民間活力の導入）に基づき「施設類型毎の管理に関する基本的な方針」を定めている。この方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

## 8 医療の確保

### (1) 現況と問題点

月形町の医療機関は、町立病院1か所、歯科医院2か所であり、町立病院の診療科目は内科、整形外科をはじめ6科目で、病床数は40床である。

町立病院ではこれまで医師の確保や医療機器の整備等を行い、診療の充実を図ってきたが、高齢化や生活環境の変化に伴い町外の医療機関への受診依存度が高い状況にある。しかし、町民生活に密着した医療拠点として、今後とも町立病院の果たす役割は大きく、公設民営化を含めて町立病院のあり方を検討していく必要がある。

表～医療機関

医療機関名	診療科目	ベッド数
国保月形町立病院	内科、整形外科、外科、眼科、皮膚科、リハビリテーション科	40
山崎歯科医院	歯科	
はーと歯科クリニック	歯科	

(令和2年4月1日現在)

### (2) その対策

町立病院は地域医療の拠点としての機能を維持・充実させるため、医師・看護師など医療従事者の確保と資質の向上に努めるとともに、施設の改修、医療機器の更新を行う。

また、今後の町立病院のあり方に関して公設民営化を含めた検討を行い、よりよい地域医療の提供に向けた取り組みを進める。

### (3) 計画

#### 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 病院	施設整備事業	月形町	
		医療機器等整備事業	月形町	
	(3) 過疎地域持 続的発展特別 事業 自治体病院	地域安定医療確保対策事業 (月形町立病院運営経費負担) 地域住民の安全・安心を守るため欠	月形町	

		<p>くことのできない月形町立病院の運営経費の一部を負担することにより、病院の維持と安定した医療サービスを確保していく。</p>		
--	--	--	--	--

**(4) 公共施設等総合管理計画等との整合**

月形町公共施設等総合管理計画において、公共施設等の管理に関する3つの基本的な方針（①人口減少を見据えた整備更新、②住民ニーズへの適切な対応、③民間活力の導入）に基づき「施設類型毎の管理に関する基本的な方針」を定めている。この方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

## 9 教育の振興

### (1) 現況と問題点

#### ① 学校教育関連施設

月形町には、町立の小学校1校、中学校1校が設置されている。

これまで、情報機器の整備による教育環境の向上や各学校施設・設備の整備、教育活動の充実等を進めてきた。平成27年度の学校教育法の改正に伴い、全国的に小中一貫教育が展開されはじめ、本町も少子化に伴う施設の見直しや学校の教育課程の編成を進める必要がある。

学校給食においては、栄養教諭を中心に食の指導を行っているが、今後とも、望ましい食習慣の形成や食べ物を大切に作る心の育成に向け、地産地消を含めた食育を推進する必要がある。また、老朽化が進む給食センターの今後の方向性についても検討が必要になっている。

高等学校教育では北海道月形高等学校（全日制・普通科）は、近年の生徒数の減少により、令和3年度から地域連携特例校の指定を受ける。全国的な少子化と町内の生徒数の減少により、月形高校入学者数の確保が難しくなっている。しかし、本町の重要な教育施設であり、町の活性化のためにも必要不可欠であることから、存続に向けた取り組みを積極的に推進していく必要がある。

表～小中学校児童生徒及び教育施設の状況

学校名	児童生徒数		学級数		へき地指定級	危険校舎(m <sup>2</sup> )	屋内体育館
	令和2年	令和7年	普通編制	特別支援			
月形小学校	92	76	6	4			有
月形中学校	42	45	3	1			有
合計	134	121	9	5			

(令和2年5月1日現在 学校基本調査)

#### ② 集会施設、体育施設、文化施設等

社会・経済情勢の変化に伴いライフスタイルの多様化がますます進む中、誰もが生涯を通じて主体的に学習に取り組み、生きがいに満ちた充実した人生を送ることができる生涯学習社会の実現と、それに対応する社会教育施設の整備が求められている。

集会や各団体の活動の場は、市街地に交流センター「つき・あえ〜る」のほか、町内には集会施設として、多目的研修センター、札比内コミュニティセンターなどがある。しかし、生涯学習活動の場として指導員の配置や相談機能を備えた施設は有していない。

また、現在の図書館は老朽化により、移設又は新築を検討する必要がある。体育施設は、屋内では総合体育館、温水プール、多目的アリーナ、屋外ではパークゴルフ場、野球場などが整備されており、いずれも建設から20年以上を経過するため、計画的な修繕・改修が必要になっている。

表～集会施設の状況

施設名	交流センター	コミュニティセンター	福祉会館	広域集落会館	多目的研修センター
施設数	1	1	1	2	1

(令和2年4月1日現在)

## (2) その対策

### ① 学校教育関連施設

確かな学力の育成に向け、小学校・中学校の連携強化や非常勤講師の配置による一貫したきめ細かな指導を推進し、本町ならではの教育資源を生かした創意ある教育の充実、情報教育や福祉に関する取り組みなど社会変化に対応した教育の充実を図る。さらに、義務教育学校の建設の検討に合わせ、老朽化した学校施設の大規模な改修等を計画し、新たな教育課程に合わせた設備及び教材・教具の整備を推進する。また、学校の統廃合が進んだことにより運行を開始したスクールバスについては、老朽化している車両の計画的な更新を図る。

学校給食については、学校給食センターが建設後 25 年以上を経過しており、義務教育学校建設の検討に合わせ、建替え等の検討を行う。また、安全・安心で栄養バランスの取れた給食の提供と子どもたちの望ましい食習慣の形成に向け、食育と地産地消の取り組みを進める。

高校の維持存続のため、月形高等学校の入学者の安定確保に向け、各種支援を継続する。

### ② 集会施設、体育施設、文化施設等

生涯各時期の学習機会を拡充するためにも、関連施設の老朽化への対応や安全性の向上、利用促進に向けた改修や補修を実施し、計画的な管理を推進する。

社会教育環境の整備においては、複合的集会施設として整備した交流センター「つき・あえ〜る」の利用を図っていく。

体育施設は、老朽化に伴う長寿命化への対応と安全性の向上を図るための改修を計画的に行う。また、施設の管理運営体制の必要な見直しを行うなど、他の関連施設との連携のもと、利用者サービスの向上を図る。

## (3) 計画

### 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 スクールバス・ボート  給食施設	スクールバス購入事業	月形町	
		学校給食センター管理事業	月形町	
		学校給食センター整備事業	月形町	
		小中学校・給食センター改築準備等事業	月形町	

	その他	小学校管理事業	月形町
		中学校管理事業	月形町
		小中学校情報機器整備事業	月形町
	(3)集会施設、体育施設等		
	集会施設	交流センター管理事業	月形町
		札比内コミュニティセンター管理事業	月形町
		月ヶ岡ふれあいセンター管理事業	月形町
	体育施設	総合体育館管理事業	月形町
		野球場整備事業	月形町
		パークゴルフ整備事業	月形町
		多目的アリーナ整備事業	月形町
	(4)過疎地域持続的発展特別事業		
	義務教育	外国語指導助手活動事業 小・中学校での外国語教育の充実などにより、学力の向上と国際化に対応した人材の育成に努める。	月形町
	高等学校	人づくり振興事業 高校の魅力化や入学奨励金の交付などを支援し、入学者の確保と次代を担う人材を育成することにより、町の活性化を図る。	月形町

#### **(4) 公共施設等総合管理計画等との整合**

月形町公共施設等総合管理計画において、公共施設等の管理に関する3つの基本的な方針（①人口減少を見据えた整備更新、②住民ニーズへの適切な対応、③民間活力の導入）に基づき「施設類型毎の管理に関する基本的な方針」を定めている。この方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

## 10 集落の整備

### (1) 現況と問題点

月形町の自治組織は、大別した3地区に合計13の行政区があり、行政区ごとに単一や複数の町内会などで組織されている。これら地域活動の展開の場としては、各種集会施設や体育施設などが利用されている。

しかし、少子高齢化や人口減少、価値観の多様化等を背景に、コミュニティ意識の希薄化が進みつつあるほか、行政区としての規模の格差等の問題もみられ、コミュニティ機能の一層の強化が求められている。

今後は、町民への意識啓発の推進や地域担当制の充実等により、行政区単位でコミュニティ機能の一層の向上を促していく。人口減少や高齢化の進行による担い手の不足などに起因する行政区の再編を支援し、将来にわたって自立・持続可能なコミュニティの形成を進めていく必要がある。

### (2) その対策

コミュニティや住民自治の重要性、実際の活動状況等に関する広報・啓発活動、情報提供等を行い、町民のコミュニティ意識の高揚に努める。また、将来にわたって自立・持続可能なコミュニティ体制の確立を見据え、行政区の再編について、地域住民主導による検討を促進する。

高齢化の進行や人口減少により、集落機能の維持・存続に支障をきたす集落もあり、良好な生活環境を確保するためにも、地域住民の意向を尊重しながら、住宅地の変遷に合わせ行政区や町内会区域の統合を進めていく。

### (3) 計画

#### 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落の整備	行政区活動支援事業 行政区に対する運営交付金の交付等により、町民の自主的な活動を促進し、地域の共同意識や信頼関係を醸成するコミュニティ活動を継続する。	月形町	

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

月形町公共施設等総合管理計画において、公共施設等の管理に関する3つの基本的な方針（①人口減少を見据えた整備更新、②住民ニーズへの適切な対応、③民間活力の導入）に基づき「施設類型毎の管理に関する基本的な方針」を定めている。この方針に基づき、すべての公共施設等の整備

にあたっては整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

## 11 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

月形町は、樺戸集治監（樺戸監獄）が設置されたことにより拓かれた、とりわけ特別な生い立ちを持つまちであり、町には、その歴史を今に伝える旧樺戸集治監本庁舎（町指定文化財）を有する月形樺戸博物館がある。また、樺戸集治監は、平成30年に北海道遺産、さらに、旧樺戸集治監本庁舎が令和元年に日本遺産「炭鉄港」の構成文化財として選定され、関連史跡は町内にいくつも残っており、これらを保存・継承していく必要がある。

文化芸術は、文化連盟や加盟文化団体が中心となり、集会施設等を利用して様々な文化芸術活動を行っている。しかし、活動団体の減少や参加者の高齢化による活動の停滞もみられ、今後は、誰もが気軽に文化芸術にふれ、楽しみ、活動成果を発表できる環境づくりを一層進めていく必要がある。

本町出身の彫刻家本田明二氏の作品の寄贈を令和2年に受けており、今後、貴重な芸術作品として常設の展示場を設置し、その功績を伝えていく。

また、令和2年5月のJR札沼線（学園都市線）の一部廃止により、町内から消えてしまった鉄路の記憶を後世へつなぎ、貴重な歴史的資源として活用するため、これらを保存・継承していく必要がある。

### (2) その対策

北海道開拓に深く関わった樺戸集治監の歴史を、観光・交流はもとより、まちづくり全体に一層生かしていくため、学習会や講演会の開催をはじめとした博物館活動を推進する。貴重な歴史的文化遗产である旧樺戸集治監本庁舎を含む月形樺戸博物館を大切に保護・保全し、月形町のアイデンティティーと魅力を高める施設として、収蔵資料の整理を進め、特別展などソフト面の充実を図る。

周辺自治体との連携のもと、多種・多様な文化芸術の鑑賞機会を提供し、文化活動に参加する機会を広げ、青少年をはじめ自主的な文化活動への意欲を高める。

貴重な芸術作品である本田明二氏の作品を展示するギャラリーを設置し、より多くの人々が本町の歴史や文化に親しめる場や機会を増やしていく。

JR札沼線（学園都市線）は一部廃止されたが、鉄路の記憶と風景を次世代へ継承するため、人々が集う公園等の整備、鉄道施設や備品などの一部保存を図り、関係団体等との連携のもと貴重な歴史的資源として活用を進める。

### (3) 計画

#### 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化 の振興等	(1) 地域文化振 興施設等			

	地域文化振興 施設	権戸博物館管理事業	月形町	
		権戸博物館整備事業	月形町	
	(3)その他	本田明二作品展示事業	月形町	
		札沼線跡地活用事業	月形町	

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

月形町公共施設等総合管理計画において、公共施設等の管理に関する3つの基本的な方針（①人口減少を見据えた整備更新、②住民ニーズへの適切な対応、③民間活力の導入）に基づき「施設類型毎の管理に関する基本的な方針」を定めている。この方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

## 12 再生可能エネルギーの利用の推進

### (1) 現況と問題点

地球温暖化をはじめ、様々な環境問題の発生を背景に、地球規模で環境保全の重要性が叫ばれ、次代へ継承できる持続可能な社会の形成に向けた取り組みが強く求められている。

月形町では、一般住宅における太陽光発電システムの導入支援、公共施設における暖房管理の徹底や照明器具のLED化の推進、公用車へのハイブリッド車の導入など、環境保全・エネルギーに関わる各種の施策に取り組んできた。しかし、再生可能エネルギーの利活用は広がっていないため、より一層の環境・エネルギー施策の推進を図る必要がある。

### (2) その対策

民間部門においては、太陽光発電の導入促進を図るため、一般住宅への太陽光発電システム設置を支援するとともに、バイオマス発電関連施設など、環境負荷の少ない新エネルギーの導入に向けた民間事業者の活動を支援する。

公共部門においては、公共施設における再生可能エネルギー導入や公用車へのクリーンエネルギー自動車の導入など、再生可能エネルギーの利用促進を図る。

### (3) 公共施設等総合管理計画等との整合

月形町公共施設等総合管理計画において、公共施設等の管理に関する3つの基本的な方針（①人口減少を見据えた整備更新、②住民ニーズへの適切な対応、③民間活力の導入）に基づき「施設類型毎の管理に関する基本的な方針」を定めている。この方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

### 1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

#### (1) 現況と問題点

月形町では、昭和 45 年に町民憲章を制定し、自主的なまちづくりへの住民意欲の喚起を行ってきたが、この理念は後世に引き継いでいかなければならない。

長期的なまちづくりは、住民と行政とが夢と危機感を共有できるよう、行政情報を積極的に公開・提供しながら、様々な分野において新たな関係を構築していく必要がある。

一方、本町は引き続き極めて厳しい財政運営を迫られることが予想される。地方分権時代にふさわしい自立・持続可能なまちづくりを進めていくためには、行財政全般について常に点検・評価しながら、さらなる改革を進めていく必要がある。

#### (2) その対策

町政の運営については、情報公開を積極的に推進するとともに、町の政策形成への町民の参画・協働を促すため、各種行政計画の策定や評価、見直しにあたり、審議会・委員会委員の一般公募やパブリックコメントを実施していく。

個性あるまちづくりとしては、月形町の歴史を活かしたまちのイメージづくりを推進するとともに、住民や地域が自ら考え実践するまちづくり活動の支援体制を充実していく。

また、効率的な自治体経営の推進と町民サービスの向上に向け、事務事業の見直しや組織・機構の再編をはじめとする行政改革を継続的に推進していくとともに、効率的で無駄のない財政運営の推進に努めていく。また、既存の広域事業の効果的な推進に努めるとともに、新たな広域連携について検討していく。

#### (3) 計画

##### 事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		ふるさと活性化事業	月形町	
		税業務システム導入事業	月形町	

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

月形町公共施設等総合管理計画において、公共施設等の管理に関する 3 つの基本的な方針（①人口減少を見据えた整備更新、②住民ニーズへの適切な対応、③民間活力の導入）に基づき「施設類型毎の管理に関する基本的な方針」を定めている。この方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育 成	(4) 過疎地域持 続的発展特別 事業	定住化促進事業  地域間交流事業	月形町  月形町	
2 産業の振興	(10) 過疎地域 持続的発展特 別事業	新規就農対策事業  起業支援事業  中小企業者等資金融資事業  商工振興事業  イベント実施事業	月形町  月形町  月形町  月形町	
3 地域におけ る情報化	(2) 過疎地域持 続的発展特別 事業	地域情報通信基盤運用事業	月形町	
4 交通施設の 整備、交通手 段の確保	(9) 過疎地域持 続的発展特別 事業	日常生活機能対策事業  特別管理産業廃棄物運搬処分事業	月形町  月形町	
5 生活環境の 整備	(7) 過疎地域持 続的発展特別 事業	はなのまち推進事業  有害鳥獣等駆除事業  町内街灯管理経費  町有施設解体事業	月形町  月形町  月形町  月形町	
6 子育て環境 の確保、高齢 者等の保健及 び福祉の向上 及び増進	(8) 過疎地域持 続的発展特別 事業	認定こども園利用者負担等無償化事業  乳幼児等医療給付事業  学童保育事業	月形町  月形町  月形町	

		訪問看護実施事業 高齢者居宅生活支援事業 高齢者事業団運営補助事業 ふれあい見守り推進事業 ぬくもり福祉券交付事業 予防対策事業 社会福祉協議会運営補助事業	月形町 月形町 月形町 月形町 月形町 月形町 月形町	
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	地域安定医療確保対策事業	月形町	
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	外国語指導助手活動事業 人づくり振興事業	月形町 月形町	
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	行政区活動支援事業	月形町	